

# 新型コロナウイルス感染症患者の 宿泊療養施設対応ナース募集

※保健師・助産師・看護師・准看護師の資格は問いません

オールしまねで、コロナを乗り切ろう！！

**あなたの「力」が必要です**



**特別なスキルは不要です。※必要な技術は事前研修を実施します。**

新型コロナウイルス  
感染症の軽症・無  
症状者の健康観察

推奨される感染防  
護具着用



濃厚接触者に該当  
しないため、従事後  
の就業制限なし

宿泊療養施設での患者受入準備が始まった時点で  
島根県の会計年度任用職員として採用します

【業務内容】 健康管理や食事の配布など（原則対面をしない）

【勤務時間等】 2交代制

🌻日勤：8：30～17：15

14,500円～（危険手当相当含む）

🌻夜勤：17：00～翌朝9：00

30,500円～（危険手当相当含む）

その他、県の規程による通勤手当、災害補償などあり

「協力できる」  
「条件により可能」  
「協力可能な方を知っている」  
「話だけでも聞いてみたい」

まずはお問い合わせ  
合わせください



【相談窓口】 島根県ナースセンター

TEL：0852-27-8510 FAX：0852-25-3157

E-mail：ns-center@shimane-kango.or.jp

【業務内容、労働条件等に関するお問合せ】 島根県健康福祉部感染症対策室

TEL：0852-22-5705 FAX：0852-22-6905

E-mail：kansen2@pref.shimane.lg.jp

# 新型コロナウイルス感染症(軽症・無症状)に係る宿泊療養の概要

## なぜ宿泊療養施設で療養するの？



○新型コロナウイルス感染症に感染している方は、入院加療が原則です。

○しかし、感染者が増加し、県が入院医療の体制について重症者を優先する体制へ移行することを決定した場合に、軽症等の方には、宿泊療養施設に移動いただき、一定期間療養していただくことにしています。

## 宿泊療養施設における人員体制はどうなっているの？

○宿泊療養者の健康管理は、24時間看護職を配置し、医師はオンコールでの対応の準備をしています。

○施設運営に関わる全体管理や生活面のサポートに関する調整など、事務的な用務は常時2名の県職員で対応します。



## 感染予防策はどうなっているの？

○専門家の指導に基づき施設のゾーニング(清潔・汚染区域の区分け)を徹底します。

○レッドゾーンでの活動の際は、宿泊療養者と対面しない場合でも、手袋・マスク・眼の防護具(フェイスシールド)・長袖ガウン・キャップの着用を原則とします。宿泊療養者にも、サージカルマスクの着用を徹底してもらいます。



## 宿泊療養施設における1日

時刻	業務内容	事務	看護職	医師
6:30~7:00	朝食配布、ゴミ運搬	○	○	
7:00	検温	○		
7:00~8:00	朝食時間(居室外OK、ゴミ回収)	○		
8:00	宿泊療養本部へ報告	○		
9:00~10:00	宿泊療養者の健康確認(内線電話)		○	
10:00	当番医師への定例報告(メール&電話)		○	○ 連絡
11:30~12:00	昼食配布、ゴミ運搬	○	○	
12:00~13:00	昼食時間(居室外OK、ゴミ回収)			
14:00	宿泊療養本部へ報告			
17:30~18:00	夕食配布、ゴミ運搬			
18:00~19:00	夕食時間(居室外OK、ゴミ回収)			
19:00	検温			
20:00	宿泊療養本部へ報告			
20:00~21:00	宿泊療養者の健康確認(内線電話)			
22:00	当番医師への定例報告(メール&電話)			
随時	・宿泊療養者の健康相談・面接・病状変化時の対応(必要時)		○	○

